

宇治市電子申請受付システム利用規約

（目的）

第1条 本規約は、電子申請受付システム（以下「本システム」という。）によって電子申請する者（以下「申請者」という。）が行う、宇治市（以下「当市」という。）に対する電子申請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第2条 本規約は、本システムを利用して当市に対し電子申請を行うすべての申請者に適用されるものとする。

2 宇治市建築基準法施行細則その他当市が定める本システム利用上の決まりは、本規約の一部を構成するものとして前項の申請者に適用されるものとする。

（規約の遵守）

第3条 申請者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意して電子申請するものとする。

2 申請者が本システムを利用して電子申請した際は、システム利用者は本規約に同意したものとみなす。

（申請手数料の納付）

第4条 申請者は、電子申請を行った後、当市からの手数料納付依頼に従い、次の各号のいずれかの方法により申請手数料を納付するものとする。

- ① 当市の窓口における現金支払
- ② 当市が指定する納付書に記載している金融機関での納付

2 前項の手数料納付依頼は、本システムにより申請書等の送信が行われ、当市事前チェック（当市開発指導課の経由及び消防署による事前協議書の確認を含む）を経た後に行うものとする。

（申請等受理）

第5条 当市が電子申請を受理し審査を開始するのは、次の各号に掲げる電子申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

① 手数料の納付を伴う申請 前条による申請手数料が納付された後、当市の職員が納付金額を確認し、本システムにより申請を受理したとき。

② 手数料の納付を伴わない申請 当市の職員が本システムにより申請を受理したとき。

2 第1項において、本システムによる申請が完了検査申請その他の現場検査を伴う電子申請である場合は、当市の職員が申請者と現場検査の実施日を決定した日以降に当該申請が行われたものとして扱う。

（処分通知等交付）

第6条 当市による確認済証その他の処分通知等の交付は、原則、窓口又は郵送により行う。

2 前項における処分通知等の交付日は、当該処分通知等を窓口で手渡した日にかかわらず、申請者が本システムにて当該処分通知を表示可能となった日を原則とする。

（本システムを利用できない場合の対応）

第7条 本システムが障害その他の理由により利用できない場合には、申請者は書面による方法により手続きを行うものとする。

（免責）

第8条 当市は、その故意又は重過失により発生した損害を除き、申請者が本システムの利用した申請により被った損害及び申請者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。

（本規約の変更）

第9条 当市は、事前通知を行うことなく、当市のホームページに掲載することにより、本規約を変更することができる。

2 変更された利用規約の施行日以降は、本システムを利用した電子申請については変更後の利用規約が適用されるものとする。

（個人情報の取扱）

第10条 当市は、申請者の入力した個人情報を、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に則り取り扱うものとする。

（合意管轄）

第11条 本システムの利用に関連して申請者と当市との間に生ずるすべての訴訟については、京都簡易裁判所又は京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、必要な手続きを行うこととする。

（準拠法）

第12条 本規約は日本国法に準拠するものとする。

附則

本規約は、令和8年10月1日から施行する。